

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内

閣提出第四九号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 著作権法の一部改正

- 1 リーチサイト等の運営行為等を刑事罰の対象とするとともに、リーチサイト等における侵害コンテンツへのリンク掲載行為等を著作権等侵害行為とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とすること。
- 2 違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法として民事措置の対象とするとともに、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象とすること。
- 3 写り込みに係る権利制限規定について、生配信やスクリーンショットを対象に含めるなど対象範囲の

拡大を行うこと。

4 行政手続に係る権利制限規定について、種苗法及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の審査等の手続を対象に追加するほか、これらに類する手続を政令で定めることができることとする。

5 著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとする。

6 裁判所は、著作権等侵害訴訟において、書類の提出命令の要否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができること等とすること。

7 著作物等の不正使用防止技術について、最新の技術動向を踏まえた保護対象の明確化を行うとともに、これを回避する不正なシリアルコードの提供等を著作権等侵害行為とみなし、民事措置及び刑事罰の対象とすること。

二 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正

1 プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する記録媒体に記録された著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができることとする。

2 国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止すること。

三 この法律は、一部を除き、令和三年一月一日から施行するものとする。

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案（内閣提出第四四号）要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い国民の生活の基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約（賃借人が賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結される賃貸住宅の賃貸借契約）の適正化のための措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 賃貸住宅管理業に係る登録制度

- 1 賃貸住宅管理業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこと。
- 2 賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所ごとに、一人以上の業務管理者を選任して、当該営業所等における業務の管理及び監督に関する事務を行わせなければならないこと。
- 3 賃貸住宅管理業者は、管理業務を委託しようとする賃貸住宅の賃貸人に対し、管理受託契約（管理業務の委託を受けることを内容とする契約）の締結前に、当該契約の内容等について、書面を交付して説明しなければならないこと。

- 4 賃貸住宅管理業者は、管理業務において受領する家賃等を、自己の固有財産等と分別して管理しなければならぬこと。また、管理業務の実施状況等について、定期的に、管理業務を委託する賃貸住宅の

貸貸人に報告しなければならないこと。

5 貸貸住宅管理業者に対する業務改善命令、業務停止命令又は登録の取消し等国土交通大臣の監督に関する規定を設けること。

二 特定賃貸借契約の適正化のための措置等

1 特定転貸事業者（賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者）又は勧誘者は、特定賃貸借契約の締結の勧誘時等に、契約の相手方等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないこと。

2 特定転貸事業者は、特定賃貸借契約の相手方となろうとする者に対し、当該契約の締結前に、その内容等について、書面を交付して説明しなければならないこと。

3 特定転貸事業者等に対する違反の是正のための措置等の指示、業務停止命令等国土交通大臣の監督に関する規定を設けること。

三 罰則について、所要の規定を設けること。

四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

五 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(条約第二二号) 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とスウェーデン王国との間で、年金制度に関し、保険料の二重負担の問題及び保険料の掛け捨ての問題を解決することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用すること。
- 二 この協定は、スウェーデン王国については、疾病補償及び活動補償、所得に基づく老齢年金及び保証年金、遺族年金及び遺児手当に関する法令並びにこれらの法令に係る社会保障の保険料に関する法令について適用すること。

- 三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用するもの。

- 四 一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十

分な保険期間を有しない者について、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮すること。

(外務委員会)

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(条約第一三三号) 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めめるものである。

この協定は、我が国とフィンランド共和国との間で、年金制度及び雇用保険制度に関する保険料の二重負担の問題並びに年金制度に関する保険料の掛け捨ての問題を解決することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、日本国については、国民年金及び厚生年金保険について適用するとともに、失業等給付に関する雇用保険制度について適用すること。

二 この協定は、フィンランド共和国については、所得比例年金制度の下での老齡年金、障害年金及び遺族年金に関する制度について適用するとともに、失業保険に関する制度について適用すること。

三 年金制度への強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

四 雇用保険制度への強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、被用者が派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

五 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィンランド共和国の法令による保険期間を考慮すること。

六 フィンランド共和国の実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、フィンランド共和国の法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、フィンランド共和国の法令による保険期間と重複しないことを条件として、必要があるときは、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一四号)要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、ベトナムにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているベトナム人受刑者を本国に移送するための条件・手続等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約の適用上、「刑」とは、裁判所が犯罪を理由として命ずる有期又は無期のあらゆる刑罰であつて自由の剥奪を伴うものをいい、また、「移送国」とは、刑を言い渡された者を移送し得る締約国又は移送した締約国を、「受入国」とは、刑を言い渡された者がその刑に服するために移送され得る締約国又は移送された締約国をそれぞれいうこと。

二 刑を言い渡された者は、その刑に服するため、この条約に従つて移送国の領域から受入国の領域に移送されることができ、このため、この移送についての自己の関心を表明することができること。

三 移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができること。

四 刑を言い渡された者については、判決が確定していること、移送の要請があつた時に、刑を言い渡された者が刑に服する期間として少なくとも一年の期間が残っていること又は刑の期間が定められていないこ

と、刑を言い渡された者並びに移送国及び受入国が移送に同意していること、刑が科せられる理由となつた作為又は不作為が受入国の法令により犯罪を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができること。

五 移送の要請を受けた締約国は、移送に同意するかしないかについての決定を速やかに通報すること。

六 移送国は、刑を言い渡された者であつてこの条約の適用を受けることのできる全てのものに対し、この条約の内容を通知することとし、刑を言い渡された者がこの条約に従つて移送されることについて移送国に対して関心を表明した場合には、判決が確定した後速やかに、受入国に対してその旨を通報すること。

七 移送後の刑の執行の継続は、受入国の法令により規律されること。

八 受入国は、移送国が決定した刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しない等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることをすることができること。

九 各締約国は、自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができること。

十 受入国は、移送国に対して刑の執行に関する情報を提供すること。

十一 この条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除き、受入国が負担すること。

十二 この条約は、その効力が生ずる日の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用すること。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの締結について承認を求めるの件(条約第一

五号)要旨

本件は、標記の附属書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この附属書は、専門機関の特権及び免除に関する条約(以下「条約」という。)の規定に必要な修正を加えた上で世界観光機関(以下「機関」という。)に適用することを内容とするものであり、その主な修正の内容は次のとおりである。

- 一 条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除は、機関の事業に参加する準加盟国の代表者にも与えられること。
- 二 機関の活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益を与えられること。
- 三 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を与えられること。
- 四 条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられること。

(外務委員会)

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事

務局との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一六号) 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国と国際獣疫事務局との間で国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所(以下「事務所」という。)及び事務所の職員が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事務所は、法人格を有し、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有すること。
- 二 事務所の文書は不可侵とすること。
- 三 事務所の施設は不可侵とすること。
- 四 日本国政府は、必要な公益事業及び公共サービスが衡平な条件で事務所の施設に提供されることを確保するため、最善の努力を払うこと。
- 五 事務所は、国際獣疫事務局の事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除き、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有すること。

六 事務所の財産及び資産は、一定の場合を除き、搜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉を免除されること。

七 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除き、全ての直接税を免除されること。

八 事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、事務所が輸入し、又は輸出する物品及び事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除されること。

九 事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行つてはならないこと。

十 事務所職員は、公的な立場で行つた口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続及び自動車によって引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除、国際獣疫事務局が支払った給与等に対する課税の免除、自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除等を享有すること。

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二六号) 要旨

本案は、自然災害の頻発、中東等の国際エネルギー情勢の緊迫化、再生可能エネルギー電気の供給の拡大等、近年の電気供給を巡る環境変化を踏まえ、強靱かつ持続可能な電気の供給体制の確立を図るための措置を講じるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 電気事業法の一部改正

- 1 送配電事業者に災害時連携計画の策定の義務付けや仮復旧等に係る費用を予め積み立てて被災した送配電事業者に交付する相互扶助制度の創設等、災害時の連携強化に向けた所要の措置を講じること。
- 2 将来を見据えた広域系統整備計画策定を電力広域的運営推進機関の業務に追加し、送配電事業者に既存設備の計画的更新を義務化する等、送配電網の強靱化に向けた所要の措置を講じること。
- 3 地域において配電網を運営しつつ、緊急時には分散小型の電源等を活用し独立したネットワークとして運営できるように、配電事業を法律上位置付けるとともに、山間部等における送配電網の独立運用を可能とする等、災害に強い分散型電力システムの拡大に向けた所要の措置を講じること。

二 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正

1 法律の題名を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改めるとともに、再生可能エネルギーの電力市場への更なる統合を図るため、従来の固定価格買取制度に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして、再生可能エネルギー発電事業者に交付する制度を創設すること。

2 系統増強費用の一部を賦課金方式で全国から回収し、送配電事業者に交付する制度及び発電設備の廃棄費用を外部に積み立てる制度を創設すること。

三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正

機構が、緊急時に、電気事業法の規定に基づく経済産業大臣からの要請により可燃性天然ガス等の発電用燃料を調達する業務を創設するとともに、機構が、可燃性天然ガスの積替・貯蔵基地や、金属鉱物の採掘・製錬事業に対して出資等を行う業務を追加すること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行するものとする。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四三号）要旨

本案は、地域共生社会の実現を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決に資する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を実施する重層的支援体制整備事業を創設すること。

二 国及び都道府県は、市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

三 国及び地方公共団体は、地域における認知症である者への支援体制の整備その他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとする。

四 市町村が地域支援事業を行うに当たっては、介護保険等関連情報等を活用し、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。

五 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項並びに有料老人ホーム等の入居定員総数に

ついて定めるよう努めるものとするほか、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとする。

六 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、介護サービス事業者等に対し、介護保険等関連情報を提供するように求めることができるものとする。

七 社会保険診療報酬支払基金等は、医療保険被保険者番号等を利用し、保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報を提供することができるものとする。

八 平成二十九年年度から令和八年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、当該卒業した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、介護福祉士となる資格を有するものとする。

九 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設すること。

十 この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行すること。